

第 155 回八王子市青少年問題協議会会議録

開催日 : 平成 28 年 2 月 22 日 (月)

開催場所 : 八王子市役所 803 会議室

【出席者】

八王子市長	石森 孝志	会長
八王子市青少年対策地区委員会連絡会代表	関口 眞吾	副会長
八王子市議会議長	福安 徹	委員
八王子市議会文教経済委員会委員長	青柳 有希子	委員
八王子市議会厚生委員会委員長	美濃部 弥生	委員
八王子地区保護司会代表	大竹 通夫	委員
都立高等学校校長会代表	平野 篤士	委員
八王子市内私立中学高等学校校長代表	原田 泰宏	委員
八王子市立中学校校長会代表	清水 和彦	委員
八王子市立小学校校長会代表	春田 道宏	委員
八王子市立中学校 PTA 連合会代表	加地 弘子	委員
八王子市立小学校 PTA 連合会代表	秋間 勝仁	委員
八王子市青少年育成団体連絡協議会代表	立川 富美代	委員
八王子市教育委員会教育長	坂倉 仁	委員
八王子警察署長	増田 和昭	委員（代理出席）
高尾警察署長	鶴我 能史	委員（代理出席）
南大沢警察署長	井上 明仁	委員
八王子児童相談所長	辰田 雄一	委員
多摩少年院長	池田 一	委員（代理出席）
八王子少年鑑別所長	小林 万洋	委員
八王子市生活安全部長	藤倉 四朗	委員
八王子市健康部長	細川 えみ子	委員
八王子市子ども家庭部長	小澤 篤子	委員

出席 23 名

（事務局）

八王子市子ども家庭部児童青少年課長	佐藤 晴久
八王子市子ども家庭部児童青少年課	中山、小池、松日樂、若林、田村

【配付資料】

第 155 回 八王子市青少年問題協議会次第

第 155 回八王子市青少年問題協議会座席表

資料 1 八王子市青少年健全育成基本方針 平成 27 年度重点目標

「みんなでつないでいこう 思いやりの心」（いじめ対策）に関する取組について

資料 2 八王子市青少年健全育成基本方針 平成 28 年度重点目標について

資料 3 平成 28 年度 八王子市青少年健全育成推進区域の指定について

資料 4 平成 28 年度「八王子市青少年健全育成基本方針の策定等に係る検討会」の検討事項（案）について

資料 5 平成 27 年度 青少年健全育成事業について（報告）

資料 6 冊子「危険ドラッグのこと 本当に知っていますか？」

資料 7 チラシ「第一回中学生ミーティング開催!!」

資料 8 冊子「みんなで考えよう！ケータイ・スマホのある生活」（案）

- 別紙1 青少年健全育成基本方針平成28年度重点目標 保護者向けリーフレット（案）
別紙2 八王子市青少年健全育成基本方針 平成27年度重点目標「みんなでつないでいこう 思いやりの心」に関する取組について （各機関・団体からの回答一覧）

【次第】

- 1 開 会

- 2 委員紹介

- 3 議 事
 - (1) 協議事項
 - ア 八王子市青少年健全育成基本方針 平成27年度重点目標
「みんなでつないでいこう 思いやりの心」（いじめ対策）に関する取組について
 - イ 八王子市青少年健全育成基本方針 平成28年度重点目標について
 - ウ 平成28年度 八王子市青少年健全育成推進区域の指定について
 - エ 平成28年度 「八王子市青少年健全育成基本方針の策定等に係る検討会」の検討事項（案）について

 - (2) 報告事項
 - ア 平成27年度 青少年健全育成事業について

 - (3) 情報交換
 - ア 少年非行の現状及び最近の動向について
 - イ 危険ドラッグに係るリーフレットの配布について
 - ウ 第一回中学生ミーティングについて
 - エ その他

- 4 閉 会

【議事要点】

1 開会

【会長挨拶】

- ・ 委員の皆様には、ご多用のところ、本協議会にご出席いただきありがとうございます。本協議会では、市民・議会・学校・行政を代表する皆様で構成されていますが、日頃より、八王子の子どもたちの青少年健全育成に、多大なお力をいただいております。厚くお礼申し上げます。
- ・ 昨今の青少年問題ですが、連日のように虐待や、いじめによる自殺・殺人など、痛ましい事件が続けざまに起こっております。こうした事件を耳にする度にいかに大人が関わって子どもと接点を設け、子どもたちの声をしっかりと汲み取ることが非常に重要だと感じているところです。
- ・ 後程、報告でもありますが先日中学校 PTA 連合会主催の「中学生ミーティング」が開催されました。子どもたちと保護者が共にスマホや携帯電話について議論を交わすという機会がありました。大人もスマホなどについては詳しくわからないという状況がありますが、こうした機会を通じてリスクや課題について子どもたちと一緒に共通認識を大人が持つということも非常に重要であると思っております。「中学生ミーティング」は成功の内に終わりましたが、こういった機会を八王子市内の中学校で発揮していただき、子どもたちが進んでルール作りを行っていったらと願っております。
- ・ 皆様方には引き続き重点目標にあります「思いやりある心」を子どもたちに育てていただきながら、八王子の子どもたちがこれからもすくすくと成長できるよう、お力添えをいただけますよう心からお願い申し上げます。冒頭のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

2 委員紹介

3 議事

(1) 協議事項

ア 八王子市青少年健全育成基本方針 平成 27 年度重点目標

「みんなでつないでいこう 思いやりの心」（いじめ対策）に関する取組について 資料 1

【事務局説明】

- ・ 取組についての照会は、250の機関・団体へ事務局より行い、その結果、250箇所から回答を得た。回答率は100%となっている。

〈小学校の取組について〉

- ・ 70校から301の取組について回答を得た。
- ・ 数については特別活動などを実施している学校が多く242件となっている。「異学年交流」は、ほぼ全校で取り組んでおり、地域の高齢者との世代間交流なども多く実施されている。
- ・ 続いて、特別授業などの実施は36件。スマホ・ネットやいじめなどについて子どもたちが考え話し合う機会が増加している。

〈中学校の取組について〉

- ・ 38校から144の取組について回答を得た。
- ・ 特別活動などを実施している学校が117件と1番多くなっている。「あいさつ運動」などは生徒会を中心に取り組み、しっかり挨拶のできる生徒が増えている。
- ・ 続いて、特別授業などの実施が20件。セーフティ教室ではスマホやLINEなどを扱う際のマナーや正しい知識の習得を目的とした取組を実施。

〈青少年対策地区委員会、小・中学校 PTA 連合会の取組について〉

- ・ 39団体から136の取組について回答を得た。
- ・ 昨年に比べ取組数が50ほど増加。
- ・ 特別活動が100件で、クリーン活動やあいさつ運動などを通じ、大人から子どもたちへの声かけが増え、また、子どもたちも積極的にあいさつをするようになってきたとの報告多数受けている。

〈学童保育所の取組について〉

- ・ 78施設から247の取組について回答を得た。
- ・ 日常生活の中での対応における取組が131件と多くなっている特徴がある。
- ・ 上級生が下級生に遊び方を教える、保育園や高齢者施設への訪問など学童生活の中で異年齢交流を多く実施。

〈児童館の取組について〉

- ・ 12施設から57の取組について回答を得た。
- ・ 子どもたちが自ら考え企画するイベントや子どもシティなど地域の協力を得て子どもたちに職業体験の機会を作る事業を全児童館で行っている。
- ・ 乳幼児やポニーなどの動物とのふれあいを通して命の大切さを学ぶ取組が多く見られた。

〈関係所管（13所管）の取組について〉

- ・ 13所管から21の取組について回答を得た。
- ・ 友好都市との交流や意見発表大会、幼児とのふれあい活動などを実施している。

〈各関係機関・団体ごとの特色ある取組として紹介した事業〉

（資料1 4ページの表のうち、以下の事業について説明）

- ・ にこにこ週間（第三小学校）
- ・ 陶鎔サタデーコミュニティー（陶鎔小学校）
- ・ セーフティ教室（第四小学校）
- ・ いじめって！（いずみの森小中学校）
- ・ 情報モラル教室（松木中）
- ・ 横山地区クリーン作戦（青少年対策横山地区委員会）
- ・ 近隣グループホームとの交流（長房学童保育所）
- ・ 児童館こどもタウン（館ヶ丘児童館）
- ・ 青少年海外交流事業（生涯学習政策課）

《会長》

- ・ ご意見・ご質問等はいかがが。

【協議・質疑応答】

特になし

《会長》

- ・本協議会にて「八王子市青少年健全育成基本方針 平成 27 年度 重点目標」に関して、学校・保護者・地域・行政機関等が地域の実状にあった様々な取組を実施されていることを確認。
- ・今後も引き続き、全市一体となって、青少年の健全育成のために「いじめ対策」を展開していくことが望ましいとしてよろしいか。

《各委員》

異議なし。

【決定事項】

青少年問題協議会として取組内容について了承。

イ 八王子市青少年健全育成基本方針 平成 28 年度重点目標について

資料 2

1. 重点目標について

- ・重点目標とは、「青少年健全育成基本方針」に基づき、青少年を取り巻く様々な課題を踏まえ、健全育成の推進に向けて、毎年、全市的な取組指針として定めている目標である。平成 27 年度は「みんなでつないでいこう 思いやりの心」を重点目標として掲げている。

2. 平成 28 年度重点目標（案）について

(1) 重点目標

- ・平成 27 年度と同様に「みんなでつないでいこう 思いやりの心」を重点目標に提案する。

(2) 重点目標とする理由

- ・大人が気づかないところで、トラブルやいじめが深刻化しやすい状況は今なおある。本市が現在展開している「思いやりの心」の育みは、「いじめ対策」の根幹を成す大切な教育だと言える。また、引き続き取り組んでいくことは、市と市民との「協働」や市民どうしによる「共助」による青少年の健全育成の推進につながっていくと考える。
- ・「青少年の健全育成基本方針」では、「家庭の役割」を「子どもの健やかな成長の基本」としており、「思いやりの心」の育みは、市民にとっても「家庭が主体となって担うもの」と捉えやすい内容である。
- ・青少年の健全育成を推進していくためには、「大人が子どもの手本」となることが大切だと感じられる環境づくりが大切である。そのため、親や祖父母、地域の大人たちが日常生活の中で経験を通じて子どもたちに教えていくことをテーマにすることが相応しいと考える。
- ・「思いやりの心」の育みは、様々な大人が関わり見守りながら、子どもの年齢・成長に合わせて、年月をかけて取り組むべき基本的目標であると考え、来年度も引き続き取り組み、更なる発展・広がりをめざすことが効果的であると考えた。

(3) 重点目標 リーフレットの構成

- ・ 1 頁目には総論として、いじめの状況及び「SOS」を発信することの勇気の大切さや、思いやりの心を育む小中学校の事例を記載している。2 頁、3 頁にはいじめ対策にもつながる「思いやりの心」を育む 3 つの具体的な「行動指針」及び「平成 27 年度重点目標の振り返りチェックリスト」を掲載している。最終頁である 4 頁には平成 27 年度から 5 カ年の「青少年健全育成基本方針」を掲載している。

(4) リーフレットにおける留意点等

- ・ リーフレットは基本的には、健全育成に携わる大人向けに記載している。
- ・ ただし、小中学校の全児童・生徒に配布するので、子どもたちが読むという視点も合わせもって、記載・レイアウトを工夫している。
- ・ 大人が我が身の具体的な行動を振り返りながら、子どもたちの手本となる意識を啓発していけるよう、「チェックリスト」を掲載。さらに、このチェックリストを介して親子のコミュニケーションのきっかけを生む工夫も図っている。

3. リーフレットの記載内容について

(1) 導入部分・総論について

① 1 段落目

- ・ いじめは些細なことをきっかけに始まり、急速に発展してしまうことを、「あの子の言葉づかい気になるよね」といったちょっとした不満を含んだ、子ども同士でよくあるような会話を例に記載している。

② 2 段落目

- ・ ちょっとした不満からの言葉が、瞬く間に何十件もの誹謗中傷を招き、書かれた子が、その匿名の書き込みに対して「書いたのは身近な子か…」と疑いや不安が広がっていくつらい心境を示している。さらに、最近、問題となっている、書いてしまった方が反省して、削除したくてもできないことや掲載による「写真や個人情報の流出」についても触れている。

③ 3 段落目

- ・ 大人の気づかないところで急速に深刻化していくいじめに、恐怖と無力感で心は押しつぶされそうになりながらも、親にさえ打ち明けられない子どもの心境を表すとともに、こうした状況において「SOS の発信」がより一層大切であり、子どもたちにとってそれは勇気を必要とする行為であることを記載しています。

④ 4 段落目

- ・ 子どもたちが「いじめ」を考え、立ち向かっていくためには「勇気」や「知恵」を身につけていくことが必要であり、そのために大人が子どもへ「思いやりの心」の大切さをしっかり伝え、その輪を広げていくことの大切さを呼びかけている。

(2) つながり、ひろがる、思いやりのこころについて

- ・ 枠の中では、市内小中学校での特徴的な取組を今年度は学校名を示して紹介している。

① 上段

- ・ 「松木小学校」の学校・保護者・地域により策定した 10 項目からなる「こんな子っていいな まつぎの子」という取組である。
- ・ この 10 項目には「地域ぐるみで子どもたちを健やかに育てていこう」という多くの人々の思いが込

められている。今では、それが日々の子どもたちへの積極的なあいさつ・声かけとなり、子どもたちも元気よくあいさつを交わす、日常の活動につながっている様子を紹介している。

②下段

- ・ 第5中学校が3年にわたり取り組んでいる、生徒会を中心とした「いじめ撲滅宣言」という取組である。全クラスで自分が体験した嫌な思いやいじめについての考えなどを話し合い、皆でまとめた宣言文を発表した。その宣言を生徒自らが学校生活の中で自覚し、相手を思いやる行動としてその活動の輪が広がっていることを紹介している。

(3) 行動指針1. 「ほめよう、我が子の日々の小さな積み重ね」について

- ・ 子どもたちが人間関係を学ぶ基本は「家庭」である。そこで、1つ目の行動指針では、家庭において子どもたちとのコミュニケーションの機会をつくり、日々の「頑張り」や小さな成長を言葉に出してほめることで、子どもたちの「勇気」を育むことの大切さを記載している。

① 1段落目

- ・ 大人であっても悩みや辛さを人に打ち明けることは難しく、子どもであればなおさらであること。そして、こうしたとき、子どもは不安な気持ちでいっぱいになり、さらに、子どもは経験も少ないため、大人とは違い一人でこらえ、解決していく方法も持ち合わせていないことを説明している。

② 2段落目

- ・ インターネットなどの普及により急速にいじめが深刻化している今、「つらい、助けて」といった言葉を発する勇気を持つために、子どもたちの自信を育むことがますます重要となっていることを書いている。

③ 3段落目

- ・ 実話を基にした内容。マラソン大会で毎年最下位であった子が、親と一緒に練習をし、結果としては下から2番目という成績。しかし、親に頑張ってきたことを褒められて、「やる気」と「自信」とともに親への感謝の気持ちを持ったという内容となっている。

④ 4段落目

- ・ 「頑張り」をほめることで子どもは自信を育んでいくことを説明し、忙しさや照れからつい伝えそびれてしまっている、我が子の小さな成長の喜びを食事や買い物に出かけたときなど話しやすいタイミングで言葉をかけてほしいと呼びかけている。

⑤ 「今日は家族そろっていただきます！」について

- ・ ここでは、話しやすく、褒め言葉を子どもに伝えやすい環境づくりの1つとして、「家族で囲む食卓」を呼びかけている。
- ・ 食卓は家庭によって様々であるが、一緒に囲んだ食事やその時々会話の積み重ねは温かい記憶として残り、家族のつながりを深めてくれることを説明している。

(4) 行動指針2. 「一緒に考えよう！本当に載せていいのかな？その言葉・その写真について

① 1段落目

- ・ インターネット上では、ちょっとした気持ちから書き込んでしまった一言が、相手に見られていないという錯覚により、「これ以上はいけない」と思いつつも、書き込みをエス

カレートさせやすく、心の中にある「寂しさ」や「孤独感」が相手を前にしては言えないような「攻撃的な言葉」に姿を変えて広がっていくさまを記載している。

② 2 段落目

- ・ SNSは伝えたい気持ちを瞬時に伝えられる便利さがある一方で、書き込みを続けてしまう危険性もあり、心の「寂しさ」をより一層、深めてしまうことを書いている。

③ 3 段落目

- ・ こうしたときに、大人であれば、ひとまずSNSから離れたり、体を動かしたりすることで気分転換を図るなどの経験に基づく「知恵」があることを示している。そのため、SNSが子どもたちの生活の一部となりつつある今、子どもたちと一緒に考える機会を作り、こうした知恵を伝えていくことがより大切となっていることを書いている。

④ 4 段落目・5 段落目

- ・ 4 段落目・5 段落目では、具体的な呼びかけとして、一緒に話し考えていくためには、今や、大人も分からないでは済まされる状況ではないため、大人も学ぶ努力をすること、そして、子どもたちと一緒に話す中で、子どもたちのSNSの利用方法を把握し、「使用のルール作り」の大切さについて呼びかけている。
- ・ また、5 段落目には、子ども同士で話し合い、ともに活動する機会を作ることの大切さを呼びかけている。こうする中で、相手の心を想像する力を育みながら「思いやりの心」の大切さを教えていくことを呼びかけている。

⑤ 「SNSとは…」について

- ・ SNSについての豆知識を掲載。

(5) 行動指針 3. 「親子で参加、見つけよう！ 地域のつながり・家族の絆」について

① 1 段落目～4 段落目

- ・ 第一段落目には、地域は子どもにとっては大切な遊びの場であり、学びの場であること。また、親にとっては、子育ての相談に乗り、手を貸してくれる人がいる拠り所であると記載している。
- ・ 続いて、市では青少年地区対策委員会や子供会など多くの市民団体が青少年の健全育成活動を広く行っていることを紹介し、こうした地域行事への参加を呼び掛けている。
- ・ そして、参加の一步の呼びかけとして、最初はためらいがちながらも、やってみたことで、「やってみたら楽しかった、さほど大変ではなかった」と新たな発見を得られた経験は誰しもにあるのではないのでしょうかと問いかけている。

② 5 段落目・6 段落目

- ・ そして、「また」以降の 5 段落目には、子どもは親の姿を見ており、地域での親の姿から「誇らしさ」や「学び」を得ること。また、親にとっても我が子のはつらつと活動する姿は嬉しいものであり、親子の絆が育まれると記載をしている。
- ・ そして、最後の 6 段落目には結びとして大人が子どもの手本となりながら、一体となって、子どもたちが本来持つ「好奇心」や「意欲」を育んでいくことを呼びかけている。

(6) 平成 27 年度振り返りチェックリストについて

- ・ 平成 27 年度の重点目標の振り返りとして、8 個のチェック項目を設けた。
- ・ 大人をチェックの対象とした質問設定とした。
- ・ しかし、大人のみがチェックするのではなく、イラストで示すように、親子の会話のきっかけになるよう工夫を図っている。
- ・ 最後の質問はイエス、ノーで終わらず、改めて子どもの長所を伝え、それが親子の「心

を「通わす会話」の1つのきっかけとなるよう工夫をしている。

(7) 八王子市青少年健全育成基本方針について

- ・ 「八王子市青少年健全育成基本方針」を記載している。
- ・ 一番下の枠の部分は、次の協議事項ウにおいて協議する「平成28年度八王子市青少年健全育成推進区域」について記載している。協議で決定された場合、〇〇地区と書いている箇所に地区名を掲載する。

(8) その他

リーフレットは本日協議頂き、内容を確定後、4月の初旬に市内小中学校始め青少年健全育成団体・機関などに広く配布・啓発していく予定である。

《会長》

- ・ ご意見・ご質問はいかがか。

《八王子市青少年対策地区委員会連絡会代表》

このリーフレットについては3回の検討会を行った。第1回目は青少年を取り巻く問題について話し合い、子どもの貧困や薬物という問題もある中、こうしたテーマとなった。

2012年に大津市のいじめによる自殺が問題となった時に「しない！させない！いじめは決して許しません！」という大人の決意表明を重点目標とした。その次の年に一步発展させ、基本的に大切なことは「思いやりの心」の育みではないかと議論を重ね、「みんなでつないでいこう 思いやりの心」を基本テーマとした。

毎年最近の青少年問題について確認し、ほかに重点目標に相応しいテーマはあるか検討しながら、やはり共通の基本的テーマとしてつながるものは「思いやりの心」であると考え、来年度は3年続けてとなるが、このテーマとさせていただいた。

また、市の子ども育成計画の「ビジョンすくすくキラキラはちおうじ」の基本理念である「みんなで育てる みんなが育つ はちおうじ」というテーマともリンクしていると考え、これらを踏まえ、最適な重点目標であるということで提案させていただいたものである。

《八王子市議会文教経済委員会委員長》

本当にきめ細やかにいろいろな対処ができるような設定があり、わかりやすいという印象がある。

子どもが加害者になった場合に、ただ叱って終わってしまったらそこで子どもは離れてしまい繰り返してしまうのではないかという懸念があると思うが、そうした対応をしてしまった時の親としての対処の仕方や親子で行き詰って問題を解決できない時に第三者の立場としてのアドバイスなどで解決できるような考えやシステムはあるのか。

《事務局》

- ・ システムについての議論は今回はなかったが、平成27年度のリーフレットでは、家庭でのコミュニケーションを1つの大きな課題として捉えている。いじめの加害者としての直接的な話ではないが、平成27年度に掲載したエピソードの中では、子どもが門限を破って遅くに帰って「親にひどく怒られる」というような心境で家に帰った時に親が子どもの

その行為を叱るよりも安全に帰ってきてくれたという安堵の表情を向けてくれたことに、親の愛情を感じ、「次は気を付けよう」という気持ちに向かったというエピソードを1つの親子関係のヒントとして掲載している。

- ・ また、誰も加害者・被害者になるというのは、これまで、着眼し続けてきた問題であり、誰もにあることだからこそどちら側になっても、友達同士で話ができることや先生に相談・打ち明けるといことが決して恥ずかしい事ではなく、それも子どもたちにとって大切な勇気であり育んでいくことが重要だという議論はした。

《八王子市立中学校 PTA 連合会代表》

第3回の検討会におきまして、委員の意見を聞き取っていただきリーフレットに活かしていただいた。リーフレットは中学校 PTA 連合会でも活用し、大人が手本となって「思いやりの心」を子どもたちに伝えていくように努力していきたい。

《会長》

他になればお諮りする。

「八王子市青少年健全育成基本方針 平成28年度重点目標」は、原案のとおり決定してよろしいか。

《各委員》

異議なし。

《会長》

ありがとうございました。このことについては、原案のとおり決定とする。

【決定事項】

「八王子市青少年健全育成基本方針 平成28年度重点目標」を原案のとおり決定

ウ 平成28年度 八王子市青少年健全育成推進区域の指定について

資料3

【事務局説明】

- ・ 本市では「八王子市青少年の健全な育成環境を守る条例」第5条に基づき、八王子市青少年対策地区委員会37地区に募集を募り、申請のあった地区につき協議会での承認後、毎年指定を行っている。
- ・ 推進区域の指定は、平成4年度から始まっている。毎年2地区あるいは1地区ずつ指定しており、ほぼ一巡し、既に2回目の指定を受けている地区もある。
- ・ 指定された地区は通常の青少対活動に加え、第6条にある事業の中から、具体的には「あいさつ運動」や「クリーン活動」などから複数の事業を計画して実施している。
- ・ 平成28年度につきましては、長房地区から第2回青少年対策地区委員会連絡会にて立候補いただき、その場で本協議会への推薦を了承いただいている。
- ・ 長房地区からは「青少年健全育成標語」事業が提案されている。標語事業は当地区ですでに実施しているが、それを発展させていく事業計画となっている。
- ・ これまでは中学生を対象に実施していたが、来年度からは、地域の2小学校（長房小学校・船田小学校）を加えた3校合同での実施を計画している。

- ・ 長房地区では、小・中学校3校と都立富士森学校による「三校地域交流会」を毎年開催している。今年度は「つなげよう地域の輪」をテーマに吹奏楽や合唱、ダンスの他、10年前の平成17年度の「推進区域」指定時にスタートさせた「意見発表会」を実施している。来年度は、この「三校地域交流会」にて、標語の表彰を新たに実施する予定である。
- ・ 各小中学校の最優秀標語作品3点を看板にして各校に掲出することで広く啓発していく予定である。
- ・ 標語事業の対象を小学生まで広げることにより、地域の代表的行事となっている「三校地域交流会」を発展させていくとともに、地域・世代の絆をさらに深める契機とし、学校・家庭・地域が一体となって青少年の健全育成をしていくことを目的としている。

《会長》

ご意見・ご質問はいかがか。

《八王子市議会文教経済委員会委員長》

条文に「市長は、必要があると認める区域を健全育成推進区域として指定することができる」とあるが、全ての地区が実施することになっているのか、それとも指定されていない地区もあるのか。

《事務局》

推進区域は、事務局から指定するのではなく、37地区の会長が集まる青少年対策地区委員会連絡会で実施を希望する地区はないか諮っている。ここ数年は地区からの立候補があり、連絡会から了承を得て、青少年問題協議会に推薦するという形を取っている。実施していない地区もある。

《会長》

他になればお諮りする。

「平成28年度 八王子市青少年健全育成推進区域の指定について」は、原案どおり決定してよろしいか。

《各委員》

異議なし。

《会長》

ありがとうございました。このことについては、原案のとおり決定とする。

【決定事項】

「平成28年度 八王子市青少年健全育成推進区域」を原案のとおり決定

エ 平成28年度「八王子市青少年健全育成基本方針の策定等に係る検討会」の検討事項(案)について 資料4

【事務局説明】

平成28年度の「八王子市青少年健全育成基本方針の策定等に係る検討会」において

- ① 八王子市青少年健全育成基本方針平成28年度重点目標に向けた取組

- ② 八王子市青少年健全育成基本方針平成 29 年度重点目標について検討
- ③ 平成 29 年度青少年健全育成推進区域について
- ④ 青少年に関する諸課題の報告及び専門的見地による情報交換を行い、関係機関・団体相互の連携・協力の円滑化を図っていく。

以上の点について、平成 28 年度八王子市青少年問題協議会検討会において検討することを提案する。

《会長》

ご意見・ご質問はいかがか。

【協議・質疑応答】

特になし

《会長》

それではお諮りする。

「平成 28 年度 八王子市青少年問題協議会検討会の検討事項について」は、原案どおり決定してよろしいか。

《各委員》

異議なし。

《会長》

ありがとうございました。このことについては、原案のとおり決定とする。

【決定事項】

「平成 28 年度 八王子市青少年問題協議会検討会の検討事項」を原案のとおり決定

(2) 報告事項

ア 平成 27 年度 青少年健全育成事業について

資料 5

【事務局説明】

1. 青少年対策地区委員会活動について

- ・ 青少年対策地区委員会は東京都の基準に基づき、市内中学校区を単位とした 37 の地区委員会がある。1 地区あたり 30～110 名程度の委員がおり、全体では 2,600 名弱の方々が活動を行っている。委員構成については、学校・PTA 関係者・町会関係者・民生児童委員・保護司・青少年育成指導員など地域に密着した方々である。これら大勢の方々が、「その地区の実状に合った青少年の健全育成に資する取組」を行っている。

①社会環境の浄化を行うための活動

- ・ 「青少年 育成環境 一斉クリーン活動」を年 3 回実施しており、児童・生徒や地域の方々など、今年度は延べ 13,500 人以上の方々に取り組んでいただいた。昨年度より人数が減っているのは、3月、11月の実施時期に、雨天で中止となった地区が多かったことが大きな影響として考えられる。

②青少年健全育成のための活動及び③青少年の社会参加・社会貢献活動

- ・ 地区の実情に応じて、その地区に相応しい事業を実施している。

- ・ロードレース大会を始め、各種スポーツ大会や音楽祭、標語募集、花壇の植栽などの環境美化活動は多くの地区で実施されている。
- ・最近では、携帯電話・スマートフォンの使用に関わるトラブルの増加を踏まえ、学校・地域で使用方法を考える講習会や地域・学校の連携による防災訓練なども行われている。
- ・継続的に実施している地区イベントにおいても児童・生徒が企画・運営に携わるなど趣向を凝らした様々な健全育成活動が展開されている。
- ・今年度は檜原地区の「スポーツフェスタ 2015」が東京都の「こころの東京革命」普及啓発事業に認定され、その啓発活動にも協力いただいた。

④青少年健全育成推進区域（平成 27 年度推進区域第六地区）

- ・平成 27 年度に推進地区の指定を受けた「第六地区」の取組では実施にあたり、小・中学生が参加・取り組みやすくなるよう趣向を凝らしていただいた。
- ・事業内容としては、9 月 12 日に「ヘルシーウォーキング」を開催し、第六中学校から片倉城跡公園まで、地域に目を向け、新たな発見をしながら、2 時間かけ往復した。
- ・おやじの会を始めとした保護者や地域の人により、カレーやかき氷が振る舞われ、多世代交流の有意義なひと時となった。
- ・当日は、総勢 240 人ほどの参加があった。
- ・3 月 12 日に立正大学 小宮教授による「子どもと地域の安全」をテーマとした講演会も予定している。

2. 青少年育成指導員活動について

- ・「青少年育成指導員」は、「八王子市 青少年の健全な育成環境を守る条例」に規定された本市固有の制度である。青少年育成指導員は、青少年の非行化の防止のため、市から委嘱された非常勤特別職であり、平成 28 年 1 月 1 日現在、224 名の方が活動している。

①巡回活動・指導助言活動

- ・青少年育成指導員の最も中心となる活動であり、主に地域内のパトロールを行っている。平成 27 年 4 月から 12 月までに全地区延べ 3,800 回以上、昨年度と比べ、600 回ほど増えての実施となった。夜間（9 時頃）の活動が多く、その他にも学校行事や地域のお祭りなどに合わせて実施している。

②青少年健全育成キャンペーンの実施

- ・毎年 11 月に国の「子ども・若者育成支援強調月間」及び「児童虐待防止推進月間」に合わせ行っている。今年度は東京都の「こころの東京革命」普及啓発事業にも認定され、その啓発も合わせて実施した。
- ・11 月 8 日（日）に JR 八王子駅をメイン会場とし、市内各地区で 50 カ所で実施した。
- ・ボーイスカウト・ガールスカウトなどの青少年育成団体や保護司会、八王子若者サポートステーションとも連携し、11 月 21 日・22 日に開催された「八王子いちょう祭」においても、啓発活動を展開した。
- ・両日で「平成 27 年度青少年健全育成 キャンペーン重点目標」などを掲載した絆創膏セット 37,000 個を全市域で配付・啓発した。

③健全育成協力店の指定活動

- ・協力店は、昨年度に比べ加盟店が 6 店減少している。新規の協力もあったが、閉店による解除店が多かったことが影響している。
- ・「百貨店・スーパー」については、スーパーが新たに 3 店舗、加盟。続いて、「コンビニ」については、この数年、加盟店増加の傾向にあったが、今年度は新規加盟による増加よ

り既存店の閉店数が上回り、7店舗減少となった。

- ・ 青少年育成指導員は、協力店への加盟促進・継続依頼の他に、健全育成キャンペーンポスターの掲示依頼や趣旨説明、また、巡回活動の際に立ち寄り、情報交換を行うなど地域の実情にあった取組を行っている。
- ・ 今後も、青少年育成指導員とともに各地区に新規開店した店舗などへ協力店の加盟を呼びかけていく。

④環境浄化の実態調査

- ・ 青少年育成指導員が年間を通して、カラオケ店など、青少年が立ち寄る特定の店舗や有害図書取扱店などについて調査している。
- ・ 「アのカラオケボックス等の設置状況」では、前年度より3店舗増加となっており、いずれも第三地区の新規店舗である。
- ・ 「イの不健全 図書 自販機の 設置状況」は、設置個所は昨年同様、由木地区の1箇所のみである。ミラー設置につきましては、注意書き3のとおり、設置はされているが、劣化により機能を果たしていない状態であるため、設置数を0とした。
- ・ 「ウのゲームセンター」については、前年度に比べ新規1店舗、閉店1店舗であったため、総数は前年同数の21店舗となっている。
- ・ 「一般用ゲーム機台数」が前年度に比べ39台増加となっている。これは、主に既存店2店舗の改装のうち、1店舗が約150台増加し、一方、1店舗が約60台減少したことによるものである。
- ・ 「インターネットカフェの店舗数」は前年度より2店舗増加となっており、いずれも第三地区での新規店舗である。また、「台数」、約120台の増加は新規2店舗によるものである。
- ・ 「エの成人向け雑誌・DVD等販売状況」につきましては、昨年度と比べ6店舗減少している。これは、新規11店舗に対し、閉店が17店舗あったことによるものである。
- ・ 区分陳列の実施割合は、98.9%であり、図書等取扱店に対し、青少年育成指導員とともに「掲示文書・区分陳列」について、引き続き協力を呼びかけていく。
- ・ これらの調査結果は東京都治安対策本部及び市内警察署へも情報提供を行っていく。

《会長》

ただいまの報告につきまして、何かご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

【質疑応答】

特になし

(3) 情報交換

ア 少年非行の現状及び最近の動向について

【情報提供】南大沢警察署より報告

《南大沢警察署長》

八王子市内三署の平成27年中の非行少年の取り扱い状況等について報告する。昨年の都内の犯罪を犯した非行少年の総検挙数は6,169名で、前年比マイナス453名と減少した。この中には14歳未満の触法少年と言われるものも含んでいる。触法少年は正確には検挙と言わず、補導を意味する。総検挙数のうち、触法少年は1,339名であり、約24%を占

めている。総検挙数を刑法犯と特別法犯に分別すると刑法犯は 5,616 名、特別法犯は 553 名という結果で、成人を含む全刑法犯の該当犯罪に特化してみると約 4 割を少年犯罪が占めている。

八王子三署の検挙状況は、288 名の非行少年を検挙している。八王子署 116 名、高尾署 68 名、南大沢署 104 名、約 20%にあたる 59 名が 14 歳未満の触法少年である。南大沢署の数値については、管内に町田市の一部も含んでいる。刑法犯については、八王子署 105 名、高尾署 56 名、南大沢署 97 名、計 258 名である。罪種は万引きや自転車盗などの窃盗犯が最も多く、続いて自転車や遺失物の横領罪、そして暴行・傷害といった相互犯という順になっている。興味本位やアルバイト感覚でオレオレ詐欺に加担してしまう少年が増加する中、三署においても現金の受け取り役である受け子を 7 名検挙した結果、多くの余罪が認められた。特別法犯は八王子署 11 名、高尾署 12 名、南大沢署 7 名、計 30 名である。罪種は痴漢や盗撮などのわいせつ事犯のほか、銃刀法違反や軽犯罪法違反が多い。

街頭補導活動で補導された少年の数は警視庁全体では、38,576 名で、前年比マイナス 2,361 名、八王子三署についても 952 名で、前年比マイナス 577 名で大幅に減少している。都内での街頭歩道の傾向を見ると高校生が最も多く、深夜徘徊が過半数を占めており、続いて喫煙、ゲームセンターなどの風俗営業所への立ち入りとなっている。全国的に少年の非行・補導件数は年々減少傾向にありますが、単に対象者が減少しているのではなく、ゲームやインターネットなど部屋に引きこもり、目の届かない場所での行為、潜在化しているほか、川崎市での殺人事件にみられたように少年犯罪の悪質化・低年齢化が懸念されている。

また、少年の再非行率は約 30%と高く、背景には少年の規範意識の低下や地域社会とのかかわり合いの希薄化が課題であると考えている。こうした現状を打開するためには、少年の保護者のみならず、難しい面もあるが、地域社会が少年に関心を持って見守り、実際に声をかけるなど関わり合いを持つことが大変重要であると考えている。警視庁では、非行を犯した少年たちの居場所づくりの一環として農業体験をはじめとする各種体験活動に参加させ、様々なやりがいを見出させる立ち直り支援活動や少年達とともに地域の清掃活動などを行うことにより社会や誰かの役に立っている喜びを感じさせる社会参加活動を行っている。少年を取り巻く環境は日々変化しているので、その状況を敏感に察知しながら我々警察や自治体・学校・関連機関などが連携を深め、かつ情報を共有し一丸となって各事案に対応していくことが重要となるので、今後とも皆様のご支援・ご協力をお願い申し上げます。

《会長》

ただいまの報告につきまして、何かご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

《八王子市議会議員》

青少年の犯罪の中でドラッグの吸引や摂取というものもあるのか。

《南大沢警察署長》

管内ではないが、全体的に見ると薬物等も都内ではある。数はそれほど多くはないと聞いている。

《八王子市青少年育成団体連絡協議会代表》

非行の少年・少女の割合はどのくらいか。

《南大沢警察署長》

具体的な数はここではわからないが、少女もかなりの数字ではある。少年よりは少ないことは確かである。

イ 危険ドラッグに係るリーフレットの配布について

資料6

【情報提供】八王子市健康部より報告。

《八王子市健康部長》

保健所の仕事は様々ですが、薬物の適正使用、例えば風邪薬の使用といったこともありますが、その逆の意味での薬物乱用防止施策も行っている。

今日配布したリーフレットは今年度、高校生・大学生に配ったリーフレットである。昨年度は中学生を対象としたリーフレットを作り八王子薬剤師会の協力を得て作成した。誘われたらどのように断るかというような内容で全中学生を対象に配布をした。今年度はその第二弾として高校生・大学生向けということで、もう少し具体的な薬物の怖さをしっかりと出したリーフレットを作っている。市内の都立高校9校、私立高校10校に全生徒分の1万6千部、大学には学生のおよそ1割になる1万1千部を配布している。記載内容はかなりきつい内容もあるが、このパンフレットの大きな特徴としては八王子ダルクの協力を得て回復者の話や施設長からのメッセージを具体的な話として記載している。ドラッグ自体は非常に依存性の強いものも多いので専門家の助けを借りるということも含めた内容になっている。

警察からも話があったが、危険ドラッグの販売店については2年前の平成26年3月には都内に215件あったが、取り締まりを強め、現在は表に出ているお店は一軒もない。八王子市内も2年前は1店舗ほどあったと思うが、今はなくなっている。今後もこのような形で子どもたちにドラッグに手を出さない方法を伝えていこうと思っている。

《会長》

ただいまの報告につきまして、何かご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

【質疑応答】

特になし

ウ 第一回中学生ミーティングについて

資料7・8

【情報提供】八王子市立中学校PTA連合会より報告

《八王子市立中学校PTA連合会代表》

1月30日に教育センターにおいて第一回中学生ミーティングを実施した。代表校8校、生徒22名、引率教師10名、PTA役員10名、広聴者100名の人数で行った。子どもたちに質問した内容は「スマホは何歳になったら持っていていいのか」「どういう場面で携帯は必要だと思うか」「夜は何時まで使っていていいのか」「使う場所・ながら利用をどう考えるか」などを子どもたちに質問し、またその内容について大人の意見・子ども意見を話し合った。

意見交換会を開催したことにより大人と子どもたちが話をすることによりお互いの使い方を考え直すきっかけとなったのではないかと考えている。また、ルールについては自分達で考え主体的に使わなければいけないということを子どもたちに気付かせることができたので

はないかという意見もあった。来年度に向けては中学生ミーティングを開催したことで子どもたちの率直な意見を聞くことができ、子どもたちとの会話が重要なカギになることもあった。携帯・スマホのみならず学校で起こっている問題等についても保護者と子どもたちが対話することはお互いを理解するうえで必要だと感じた。複数の子どもの意見をこうした場で聞くことができたのは他の子どもたちの学びにもつながるという意見もあった。

今回の中学生ミーティングは、第1回ということもあり、賛否両論で見直していかないといけないこともある。この度は八王子市及び教育委員会の協力をいただき、開催することができた。ありがとうございます。今後も継続的な活動ができるようにがんばっていききたいと思うが、中学校PTA連合会だけでは解決できないこともたくさんあるので、教育委員会・行政・その他関係機関の皆様にもご協力いただき、今後も活動を行っていききたいと考えている。話し合いの内容については本日お配りした冊子「みんなで考えよう！ケータイ・スマホのある生活」をご覧くださいと思う。

《事務局》

資料8の冊子について話があったが、小・中学校のPTAのご協力をいただきながら、教育委員会で市全体の取組として携帯・スマホのある生活について考えていこうということで作成をしているところである。本日お配りしたものは最終版ではなく、今現在の案となる。市全体の取組ということで、発行の名前に青少年問題協議会を掲載させていただけないかという依頼を教育委員会よりいただいている。青少年健全育成基本方針平成28年度重点目標リーフレットにおいてもネットのある生活やスマホについて家族みんなで考えていこうということで、本日、ご協議いただいた。趣旨としては合致していると事務局としては考えている。皆様においても異論がなければ、名前を掲載したいと考えている。

内容ですが、東京都教育委員会でもSNS東京ルールを打ち出していて、東京ルールを作って、それを受けて各区市町村のルールを作り、その下に学校ルールを作ろうと東京都全体で取り組んでいる。各学校でも学校のマイルールを作ろうと保護者向けのチラシや学校だよりが配られたりしている。八王子市としては、大人から一方的に子どもたちの利用制限をするのではなく、携帯・スマホ自体が悪いのではなく、子どもの成長にとって何が必要で、それをどのように学ばせることが大切なのか家族みんなで考えていき、その中でそれぞれの家庭・学校にあった使い方や基準をみんなで考えて使っていこうということを家族で、みんなで考えていこうという投げかけにしていきたくこの冊子を作成していると聞いている。内容が確定したら、青少年健全育成基本方針平成28年度重点目標リーフレットの配布と同時期の4月初旬にこの冊子についても全小中学生に配布したいと教育委員会から伺っている。

《会長》

ただいまの報告につきまして、何かご意見・ご質問はいかがか。

【質疑応答】

特になし

エ その他

【情報提供等】

特になし

4 閉会